

議案第 134 号

伊賀市駐車場条例の一部改正について

伊賀市駐車場条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市駐車場条例の一部を改正する条例

伊賀市駐車場条例(平成 16 年伊賀市条例第 211 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号の表 4 の項中「伊賀市の休日を定める条例(平成 16 年伊賀市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日」を「毎日」に、「午前 8 時～午後 5 時」を「午前 0 時～午後 12 時」に改める。

第 8 条第 3 号中「前 2 号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第 9 条第 1 号及び第 2 号中「自動車」の次に「であるとき。」を加え、同条 4 号中「前 3 号」の次に「に掲げる場合」を加える。

第 10 条第 5 号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第 13 条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

別表中

「

|                      |       |                        |     |          |
|----------------------|-------|------------------------|-----|----------|
| 市営城北駐車場<br>市営伊賀上野駐車場 | 1 日駐車 | バス                     | 1 回 | 1, 000 円 |
|                      |       | マイクロバス                 |     |          |
|                      |       | 普通自動車<br>小型自動車<br>軽自動車 | 1 回 | 500 円    |
|                      |       | 二輪車                    | 1 回 | 200 円    |

を

」

「

|           |       |       |     |       |
|-----------|-------|-------|-----|-------|
| 市営伊賀上野駐車場 | 1 日駐車 | 普通自動車 | 1 回 | 500 円 |
|           |       | 小型自動車 |     |       |
|           |       | 軽自動車  |     |       |
|           |       | 二輪車   | 1 回 | 200 円 |
| 市営城北駐車場   |       |       |     | 無料    |

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。